

令和7年度森林環境譲与税の使途について

- 森林環境譲与税の使途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとされています。
- 新座市では、近年、とりわけ管理緑地内でカシノナガキクイムシによる枯れ木被害が拡大しているため、森林環境譲与税を活用して被害木の伐採やくん蒸処理を実施し、拡大防止を図っています。
- 令和7年度においては、一部の管理緑地内の被害木の伐採を実施しました。

事業内容

市内管理緑地におけるカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害拡大防止を図るもの

西堀二丁目憩いの森ほか1か所森林病虫害防除対策業務委託

【事業費】5,540千円（うち譲与税5,300千円）

【実績】市内管理緑地2か所（伐倒12本）

史跡公園ほか1か所森林病虫害防除対策業務委託

【事業費】9,713千円（うち譲与税9,700千円）

【実績】市内管理公園2か所（伐倒24本）

合計

【事業費】15,253千円（うち譲与税15,000千円）

【実績】市内管理緑地・公園4か所（伐倒36本）

取組の背景

市民の皆さまにみどりを親しんでいただけるよう、市の管理緑地・公園を管理していますが、一部の憩いの森と公園でナラ枯れが発生してしまいました。

安全面の観点からナラ枯れ伐採を行い、市民の皆さまに安全に利用していただけるよう、市管理緑地及び公園を管理していきたいと考えています。



（カシノナガキクイムシによる被害木）



（伐倒後）



（カシノナガキクイムシによる穿孔道）※伐倒後

工夫・留意した点

- ・ナラ枯れ箇所には園路及び施設等が近い場所は入念に調査を行い、被害が見受けられるものについては伐採を行いました。
- ・実施時期について、カシノナガキクイムシが穿孔して樹木内に留まっている可能性の高い時期を踏まえ執り行い、伐採木は破砕処理を行いました。

取組の効果

維持管理活動をしていただいているボランティア団体が、ナラ枯れ伐採後は安全に緑地内に入ることができるようになりました。そのため、下草刈り等の作業を安心して進められることとなり、緑地の管理が推進できました。

このように、ナラ枯れ伐採後は緑地の整備が推進され、市民の皆様にも安全に立入りも可能となったことで、より一層利用しやすい環境が整いました。

基礎データ

①令和7年度譲与税収入額(※1)：20,222千円		②私有林人工林面積(※2)：4ha	
③林野率(※2)：4.7%		④人口(※3)：166,017人	⑤林業就業者数(※3)：4人

※1：森林環境譲与税の収入と事業費との差額は森林環境整備基金への繰入れ（又は取崩し）で調整しています。

※2：「2020農林業センサス」より、※3：「R2国勢調査」より